資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、平成二十九年三月十日付官報（号外第四十八号）一二三頁に開示しております。

平成二十九年三月二十二日

東京都江東区東陽一丁目三三番五号

富林交易株式会社

代表取締役　田尻　照明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年三月二十二日

東京都西東京市泉町三丁目一〇番二四号

有限会社ツヅキクリエイト

代表取締役　都築金次郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年五月一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年三月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　宮崎日日新聞

掲載の日付　平成二十八年六月十五日

掲載頁　四頁

平成二十九年三月二十二日

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所一六七〇番地　五ヶ瀬ワイナリー株式会社

代表取締役　原田　俊平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百七十万円減少し三百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二十二日

鹿児島市上福元町三七三七番地二

合同会社ｉＰｌｕｓ

代表社員　堀切　伸悟

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年三月二十二日

埼玉県熊谷市中央二丁目八七番地サン旅行開発（株）ビル一Ｆ

株式会社For You Consulting

代表取締役　柿沼　重幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億九千四百七十二万五千円、資本準備金の額を十億一千四百七十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月二十四日であり、株主総会の決議は、平成二十九年三月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十四日

掲載頁　八十頁（号外第二二八号）

平成二十九年三月二十二日

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原一四五三番地二

株式会社軽井沢倶楽部

代表取締役　内田　俊彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十二日

佐賀県鹿島市大字音成甲四四二七番地六

株式会社七浦

代表取締役　竹本　利雅

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二十二日

長崎市京泊三丁目三番一号

丸和製函株式会社

代表取締役　太田亀鶴友

限定承認公告

本籍宮城県仙台市泉区南中山三丁目一七番地七、最後の住所宮城県仙台市泉区南中山三丁目一七番地の七　被相続人　亡　新井　守

右被相続人は平成二十七年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年三月十四日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル五階　広瀬川総合法律事務所

限定承認者　佐藤　陽子

代理人弁護士　小川　航平

限定承認公告

本籍東京都杉並区上荻一丁目二四番、最後の住所東京都東久留米市下里一丁目一四番一六号宮本方　被相続人　亡　宮本　正浩

右被相続人は平成二十八年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年三月八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

東京都東久留米市下里一丁目一四番一六号

相続財産管理人　宮本　京

限定承認公告

本籍香川県小豆郡小豆島町安田甲三五八番地、最後の住所香川県高松市木太町一一九六番地三　被相続人　亡　森　弘司

右被相続人は平成二十九年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十四日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十二日

香川県高松市紺屋町五番地二西山司朗法律事務所

亡森弘司相続財産管理人森光代

代理人弁護士　西山　司朗

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十九年四月二十四日をもって、投資運用業、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年三月二十二日

東京都港区六本木六丁目六番一五号

株式会社umari capital management

取締役　古田　秘馬

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十九年四月六日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。